

【邑楽町】内訳書作成に関する注意事項

入札時に提出いただく内訳書について、邑楽町競争入札心得の規定のほか、下記の注意事項を守り内訳書を作成してください。内訳書に不備がある入札は無効となりますので、充分注意してください。

1. 内訳書作成、提出の目的

工事費（業務費）内訳書（以下「町内訳書」という。）は、ダンピング受注の防止等を目的として、入札参加者に提出を求め、発注者がその内容の確認等を行うためです。

2. 工事費（業務費）内訳書（以下「町内訳書」という。）の項目と一致させる

- ・町が「一式」による記載を指示している案件以外は「一式」表記ではなく、指名通知書と同封（電子入札の場合は添付）の設計書に記載の町内訳書の内容のとおり、内訳書を提出してください。
- ・町内訳書の内容に対して、不足がある場合（項目不一致）は無効となります。
- ・町内訳書に記載のない項目を追加するといった場合は町に質問してください。独断で単位を変更した場合は、無効になる場合があります。
- ・値引き、出精値引き、調整、切り捨て、改め等根拠が不明確な項目の記載はしないでください。

3. 必ず検算をする

- ・提出された内訳書の各項目の横計算（「数量（単位）×単価」）、縦計算（各項目の合計）の合計に誤りがある場合は無効となります。ただし、入札金額と一致させるための端数処理（千円未満）程度の場合は有効とします。
- ・単価及び金額など記入漏れがある場合は無効となります。
- ・単位については、原則、町内訳書のとおりとし、単位を変更したい場合は町に質問してください。独断で単位を変更した場合は、無効になる場合があります。
- ・町内訳書の合計金額と入札金額が一致しない場合は無効となります。なお、合計金額及び入札金額における消費税等の取り扱いについては、町の指示に従ってください。

4. その他

- ・一度提出された内訳書の書換え、引換え、撤回はできません。
- ・電子入札の場合、内訳書のデータファイルが壊れている等の理由により、確認が困難な場合は無効となります。
- ・電子入札の場合、内訳書のデータファイル名に社名を入れてください。
- ・電子入札の場合、内訳書のデータファイル形式はPDF または Excel で提出してください。
- ・電子入札の場合、内訳書のデータファイルは必ずウイルス対策を行ったうえで提出してください。
- ・内訳書の不備で入札が無効になった場合でも、邑楽町指名停止措置要綱に規定されている要件に該当がなければ指名停止措置は行いません。